

過去の男鹿市からの児童手当受給状況を基に送付しております。
高校生以下の児童を養育していない場合は対象外となります。
提出不要ですので、あらかじめご了承ください。

令和6年10月からの児童手当の制度改正により、書類の提出が必要な場合があります。
以下の内容を読み、書類の提出が必要かどうか確認してください。

【書類の提出が不要な方】（現在、児童手当または特例給付を受給している方のみ）

- ・中学生以下のお子さんのみ養育している方（何人でも）
- ・中学生以下1人以上と、男鹿市から児童手当の支給対象児童としていたことのある
高校生年代^{※1} 1人以上の合計2人以上のお子さんを養育している方
- ・中学生以下1人と大学生年代^{※2} 1人の合計2人のお子さんを養育している方

※1 高校生年代：15歳年度末を経過した後から18歳年度末まで

※2 大学生年代：18歳年度末を経過した後から22歳年度末まで

【書類の提出が必要^{必要}な方】

該当する提出書類を子育て健康課子育て支援班まで、窓口または郵送にて提出してください。

		現在、児童手当または特例給付を・・・								
		受給していない (所得超過など)						受給している		
お養 子育 さん の 年 代	中学生以下	○	○	○	—	—	—	○	○	○
	高校生年代 ^{※1}				○	○	○	○ ^{※3}	—	○
	大学生年代 ^{※2}	—	○	○	—	○	○	—	○	○
養育するお子さんの数 (大学生年代 ^{※2} 以下)		何人でも	2人	3人以上	何人でも	2人	3人以上	2人以上	3人以上	3人以上
提出書類		①	①	①と③	①	①	①と③	②	③	③

※3 男鹿市から児童手当を受給したことのない高校生年代の児童

★提出書類一覧

- ① 児童手当 認定請求書（様式第2号）
請求者の振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）の写し
健康保険証（申請者分）の写し
- ② 児童手当 額改定認定請求書（様式第4号）
- ③ 監護相当・生計費の負担についての確認書

提出期限：令和6年11月15日（金） 必着

期限までに書類の提出がない場合、認定が遅れ、児童手当の支給にも遅れが生じることがあります。期限内の提出についてご協力をお願いします。

なお、書類の提出が不要の方で額が変更になる場合、市で自動判定し通知します。

【書類提出・お問い合わせ先】男鹿市役所市民福祉部子育て健康課子育て支援班

〒010-0595 住所：男鹿市船川港船川字泉台66番地1

TEL：0185-27-8074